

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (先端デジタルサービス実装パイロット事業) 実施委託業務 仕様書

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービス実装パイロット事業）実施委託業務

2 事業目的

愛知県は、2026年に開催されるアジア競技大会等を見据え、海外からのゲートウェイとなる中部国際空港島及び周辺地域（以下「当エリア」）を、5G等先端デジタル技術の実証意図があるテック企業、スタートアップ等を誘引する「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として位置づけ、実証の取組を県内外に横展開し、2030年に普及が見込まれる各種サービスやソリューションの早期社会実装の実現を目指している。

本事業では、当エリアに立地する企業・施設等で、5G等デジタル技術を活用したプロジェクト（以下「パイロットプロジェクト」という。）を組成し、伴走支援を行うとともに、当プロジェクトの成果を県内企業へ横展開する。

3 業務内容

(1) プロジェクトの募集・選定

当エリアに立地し、自社の課題解決のため先端デジタル技術の導入に意欲のある企業、施設（以下「ニーズ企業」という。）及び当エリアにてデジタル技術を提供する企業（以下「シーズ企業」という。）を募集し、ニーズ企業にデジタル技術を導入するプロジェクトの選定を行う。

ア 企業・プロジェクトの募集

プロジェクトの募集を1か月程度行うこと。

募集するプロジェクトの内容は、以下の内容を想定している。

① ニーズ企業に導入する技術

ロボット、AR・VR・MR、AI、生体認証等、これまであいちデジタルアイランドプロジェクトで扱ってきた技術をはじめとする先端デジタル技術

② プロジェクト数

合計10件程度

募集にあたり、2枠程度のスタートアップ枠を設定し、シーズ企業にスタートアップが含まれるようにすること。

多くの企業の参加を促すため、Webページ等による広報を行うとともに、これまであいちデジタルアイランドプロジェクトに関係してきた企業への周知を行うこと。

なお、プロジェクトの募集は、単独事業者（シーズ企業／ニーズ企業）又はコンソーシアムの形で受け付けることを想定している。

イ 募集説明会の開催

プロジェクトの募集及び事業周知のため、募集説明会を開催すること。

説明会参加企業に対し、本事業の趣旨を伝えるとともに、先端デジタル活用に向けた機運の醸成が図られる内容とすること。

① 開催時期 2024年7月頃

② 開催方法 会場開催にて1回（オンライン併用開催も可）

ウ プロジェクトの選定

10件のプロジェクトの選定を行うこと。ただし、県と協議の上、件数を変更することも可能とする。

プロジェクトは、技術、課題、ニーズ企業の業種等に偏りができるだけないように選定すること。

プロジェクトの選定にあたっては、事前に県と協議の上、選定方法及び選定基準を作成すること。また、必要に応じ、応募企業に対しヒアリングを行い、内容の把握を行うこと。

(2) プロジェクトへの伴走支援

ア プロジェクトへの伴走

プロジェクトが円滑に進むように、5ヶ月程度のデジタル技術の導入支援に係る伴走支援を実施すること。

伴走支援にあたっては、ニーズ企業の課題感や実証のゴールイメージについて企業と密にコミュニケーションを行うとともに、業務と導入するデジタルツールにミスマッチが生じないように実施すること。

伴走期間中は、必要に応じ速やかに現地に訪問できる体制を構築すること。

イ プロジェクトへの実証費の支払い

プロジェクトの実証に係る費用（事務局機能以外に係る経費）の基準を定め、基準に基づき各プロジェクトに対し支払を行うこと。

基準を定めるにあたっては、事前に県と協議を行うものとする。

プロジェクトの実証に係る費用は4,000万円程度を想定している。

(3) プロジェクトの成果検証

企業の当初の課題設定、導入された先端デジタル技術の内容、技術導入の流れ、費用、導入効果について整理の上、今後の導入に向けた課題整理を行うこと。

また、すべてのプロジェクトの成果について、先端デジタル技術の活用事例の報告書にまとめること。

(4) プロジェクトイベントの実施

県内全域で先端デジタル技術の導入が促進されるよう、本事業で実施したプロジェクトの成果について、イベントを開催し横展開を図ること。

想定は、見学ツアー、セミナーであるが、県内全域を見据えた導入を促進するため、より効果的な方法とすること。

(5) その他

プロジェクトの実証期間は5か月程度とし、可能な限り長期を確保すること。コンテンツの作成等開発に期間を要する場合は、実証実験の実施期間について、県と協議すること。

選定から外れた企業についても、県が別で実施するあいちデジタルアイランドプロジェクトのワンストップ窓口等を案内し、先端デジタル技術の導入を促すこと。

(6) スケジュール（予定）

2024年7月	参加企業・プロジェクトの募集、説明会の実施
2024年8月	応募企業のヒアリング、プロジェクトの選定
2024年9月	
～2025年1月	プロジェクトの実証、プロジェクトの成果検証
2025年2月	プロジェクトイベントの実施
2025年3月中旬	実績報告

4 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 実証費

3（2）イで定める各プロジェクトの実証に係る費用

(8) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(9) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(10) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(11) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

5 成果物

- ・事業実施報告書（総括版）（A4） 2部
- ・事業実施報告書（公開版）（A4） 2部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

6 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

7 その他

- (1) 県が実施する各事業の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 法制度を順守し、実証実験を実施すること。
- (6) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 事業を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (9) 受託事業者は、事業の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- (10) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業に係る設備の設置及び実施場所等の使用に係る費用の負担及び使用許諾契約等調整に関わる一切の手続きを行うこと。
- (12) 受託事業者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託事業者の責任において処理すること。
- (13) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (14) 本事業を実施することにより発生した成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託事業者に帰属するものとする。

本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。